

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する 法律の一部を改正する法律について(改正概要)

バリアフリー法の改正について

改正の概要

※ 赤字：平成30年11月1日施行、青字：平成31年4月1日施行

(1) 理念規定／国及び国民の責務

- 理念規定を設け、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化
- 「心のバリアフリー」として、高齢者、障害者等に対する支援（鉄道利用者による声かけ等）を明記

(2) 公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

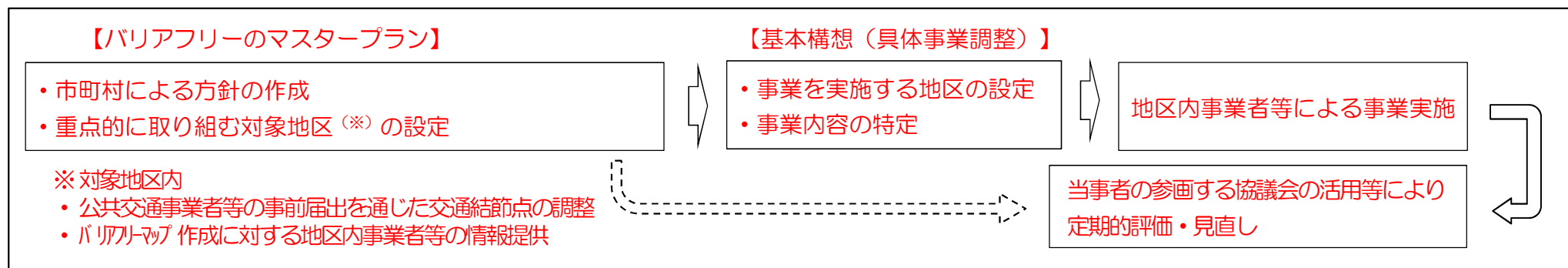
- ハード対策に加え、接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニューを国土交通大臣が新たに作成
- 事業者は、ハード・ソフト計画※の作成・取組状況の報告・公表
 ※ 施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制



研修の様子(介助の疑似体験)

(3) バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

- ① 市町村がバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度を創設
 (協議会等における調整、都道府県によるサポート、作成経費支援)



- ② 近接建築物との連携による既地下駅等のバリアフリー化を促進するため、協定(承継効)制度及び容積率特例を創設 → 駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に近接建築物への通路及びバリアフリートイレ整備が容易に

(4) 更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実

- ① 貸切バス・遊覧船等の導入時におけるバリアフリー基準適合を義務化
- ② 建築物等のバリアフリー情報の提供を新たに努力義務化
- ③ 障害者等の参画の下、施策内容の評価等を行う会議の開催を明記



バリアフリー対応のバス(リフト付)



【遊覧船】

基本理念の創設、国及び国民の責務の整備について

国内外における議論

2020東京大会を契機とした「共生社会の実現」

○ユニバーサルデザイン2020行動計画（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）（抜粋）

I. 基本的考え方

1. 我々の目指す共生社会（パラリンピックを契機として）

我々は、障害の有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を実現することを目指している。

障害者権利条約の締結や障害者基本法等関連国内法の整備

○「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」に係る規定の整備

平成18年 バリアフリー法（現行法）制定

平成23年 障害者基本法改正。共生社会の実現、社会的障壁の除去についての規定新設

平成19年 我が国が障害者権利条約締結

平成25年 障害者差別解消法制定。共生社会の実現、社会的障壁の除去についての規定新設

平成26年 我が国が障害者権利条約批准、障害者権利条約発効

➤ 理念に「**共生社会の実現**」※¹ 「**社会的障壁の除去**」※² を明確化

➤ 国及び国民の責務※³ に「**心のバリアフリー**」の重要なポイントとして、**高齢者、障害者等に
対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）**を明記

※¹「共生社会」とは、「障害の有無等にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会」のこと

※²「社会的障壁」とは、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」のこと

※³地方公共団体は、国の施策に準じた措置を講ずる責務（第5条）

【参考】

○障害者基本法（抄）

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、…略…等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第四条第二項 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

○障害者差別解消法（抄）

第一条 この法律は、…等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

- エレベーターやホームドアの整備等、既存の施設を含む更なるハード対策、旅客支援等のソフト対策を一体的に推進する必要



- ハード対策に加え、**接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニュー**を国土交通大臣が新たに作成
- 事業者が、**ハード・ソフト計画※**の作成・取組状況の報告・公表を行う**制度を創設**

※計画に盛り込むべき項目：施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制



【施設整備】



【旅客支援】



【情報提供】



【教育訓練】

ハード・ソフト一体となった取組（ハード・ソフト計画制度）

公共交通事業者等の判断基準

国土交通大臣が、以下についてメニューを定めて公表

事業者が取り組むべき措置の
具体的な内容

- ・施設・車両等の施設整備
- ・乗降についての介助、旅客施設における誘導等の旅客支援
- ・適切な情報の提供
- ・職員等に対する教育訓練

達成すべき目標

計画的に取り組むべき措置

- ・公共交通事業者等が上記の目標を達成するために整備すべき推進体制等を定めること 等

必要があると認めるとき

国土交通大臣が、公共交通事業者等に対して、**指導及び助言**

ハード・ソフト計画制度

※輸送人員数が相当数であること等の要件に該当する者のみ

公共交通事業者等が、毎年度、**計画作成**

- I 計画期間
- II 移動等円滑化の目標
- III 移動等円滑化に関する措置
- IV IIを達成するためにIIIと相まって取り組む措置
- V 前年度計画書との比較
- VI その他計画に関連する事項

公共交通事業者等が、毎年度、**定期報告**

- I 前年度の公共交通移動等円滑化計画の実施状況
 - (1) 計画期間
 - (2) 移動等円滑化の目標の達成状況
 - (3) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
 - (4) (2)を達成するために(3)と相まって取り組む措置の実施状況
- II 旅客施設及び車両等の移動等円滑化の達成状況
- III I及びIIを踏まえた課題及び今後の対応見通し

公共交通事業者等が、毎年度、**公表**

移動等円滑化の状況が判断基準に照らして著しく不十分であると認めるとき

国土交通大臣が、公共交通事業者等に対して、**勧告**
(※旅客施設及び車両等に係る技術水準等の事情を勘案)

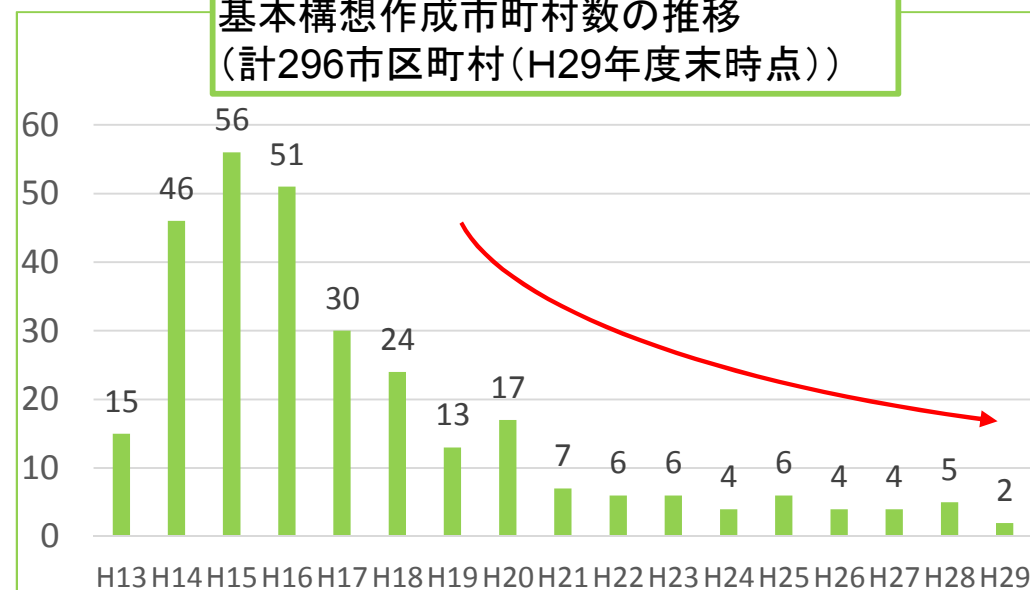
勧告に従わなかったとき

国土交通大臣が、**公表**

現状

- 基本構想は、既存施設を含む各施設等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進し、障害者、高齢者等のシームレスな移動を確保するために重要
- 基本構想の作成は、現在伸び悩み、作成済の市町村の数は2割程度 (296/1741市区町村)

基本構想作成市町村数の推移
(計296市区町村(H29年度末時点))



課題と対応方針

●市町村の基本構想の作成が進まない要因

具体の事業に関する調整が難航

作成のための予算がない

計画作成のノウハウがない

●対応方針

- ・バリアフリー方針の提示
- ・事業者からの施設設置に係る届出により事業に関する調整を容易化

計画の作成経費補助

都道府県によるサポート

管内の基本構想の作成状況について(H31年3月末現在)

新潟県 9/30 市町村 [30.0%]

市町村名	重点整備地区	受理日
新潟市	亀田駅周辺地区	H14.3
	新潟万代、万代島、白山、寺尾、内野地区	H15.6
長岡市	長岡駅周辺地区	H15.2
糸魚川市	糸魚川駅周辺地区	H15.9
柏崎市	柏崎駅周辺地区	H16.3
上越市	高田駅周辺地区	H16.4
湯沢町	越後湯沢駅周辺地区	H16.4
南魚沼市	浦佐駅周辺地区	H20.4
見附市	見附駅東側周辺地区	H22.4
新発田市	本庁地区	H15.1
	(H15.1策定から更新)	H22.4

富山県 2/15 市町村 [13.3%]

市町村名	重点整備地区	受理日
射水市	小杉駅周辺地区	H14.4
魚津市	魚津駅周辺地区	H14.10

長野県 5/77 市町村 [6.5%]

市町村名	重点整備地区	受理日
諏訪市	上諏訪駅周辺地区	H14.8
塩尻市	塩尻駅周辺地区	H15.12
	広丘駅周辺地区	
松本市	松本駅周辺地区	H17.8
岡谷市	岡谷駅周辺地区	H16.10
茅野市	茅野駅周辺地区	H30.3

石川県 1/19 市町村 [5.3%]

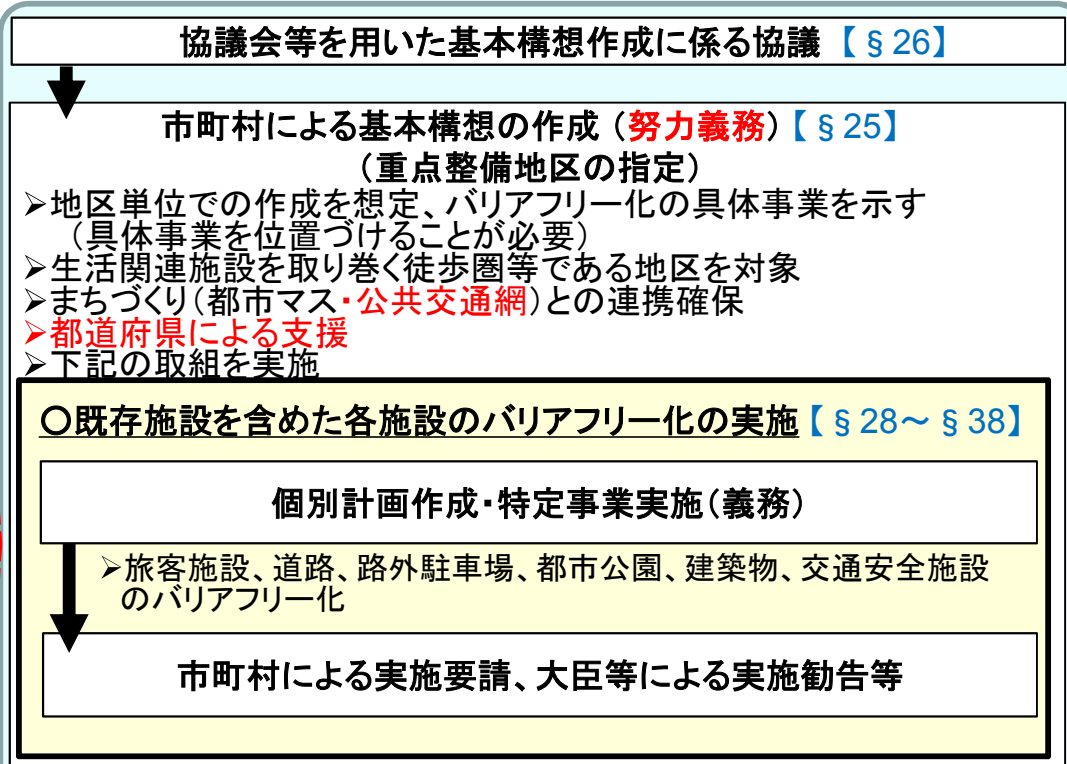
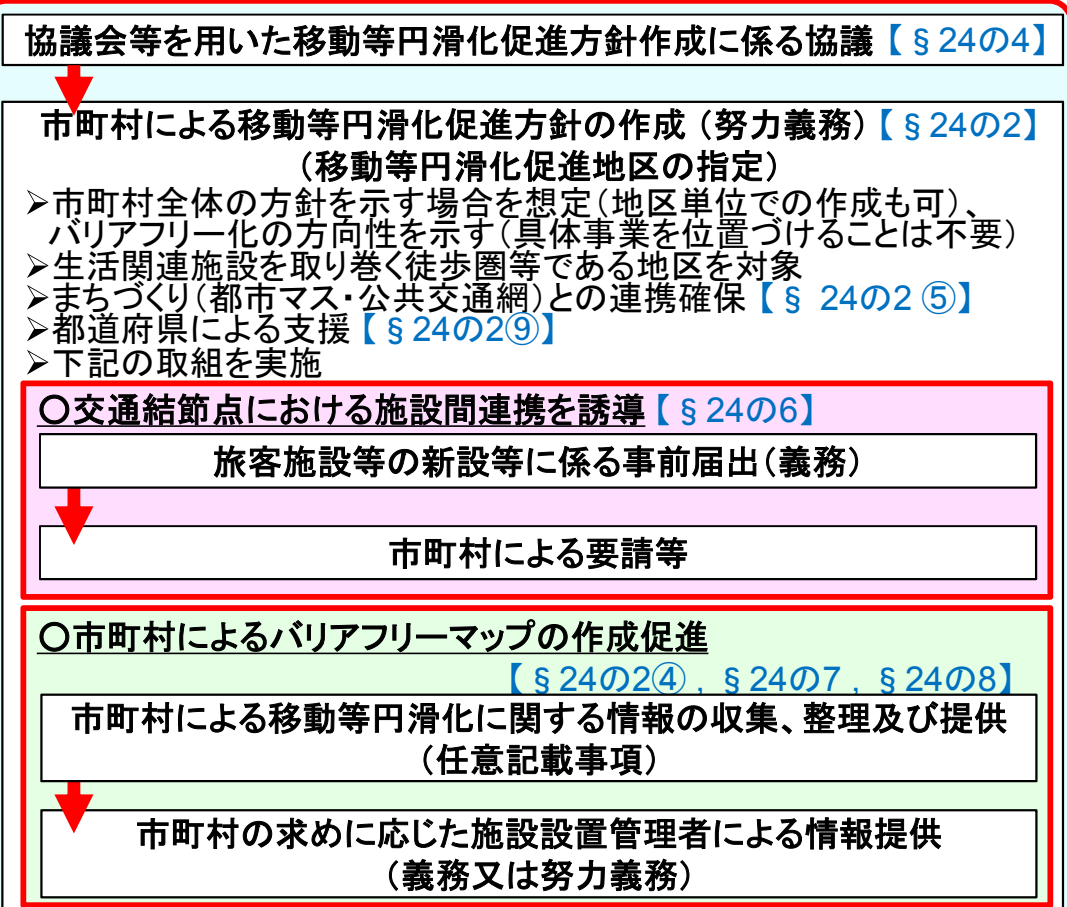
市町村名	重点整備地区	受理日
金沢市	金沢駅周辺地区	H14.4
	西金沢駅周辺地区	

バリアフリーのまちづくりに向けた地域連携強化に関する新制度のイメージ

■移動等円滑化促進方針制度

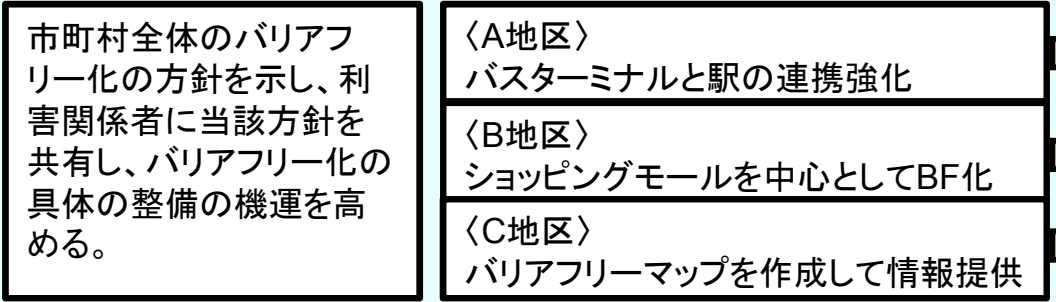
■基本構想制度

※赤枠内・赤文字:改正事項



※上記の他、移動等円滑化促進方針制度と同様に市町村によるバリアフリーマップ作成促進のための規定を設けることとする。

<移動等円滑化促進方針のイメージ>



<基本構想のイメージ>



概ね5年毎の評価・見直し

バリアフリー情報提供の強化

バリアフリー情報提供の意義

- 公共交通機関や建築物等のバリアフリー化は着実に進んできたところではあるが、高齢者、障害者等が安心して外出するためには、どの施設がバリアフリー化されているかの情報を明らかにする必要がある。
- このため、高齢者、障害者等へのバリアフリー情報の提供の促進が必要。

道路管理者等による情報提供に係る努力義務

全国において、どこにバリアフリー化された施設があるか明らかにするため、バリアフリー基準への適合義務が課されている施設について、情報提供の努力義務を設ける。

<概要>

○対象施設

- ・新設等された
特定道路、特定路外駐車場(500㎡以上)、
特定公園施設、特別特定建築物(2000㎡以上)※
※条例により対象に付加されたものも含む

○情報提供の内容

- ・バリアフリー基準へ適合している旨
- ・障害者用トイレ、車椅子用駐車施設の有無

○情報提供の方法

ホームページ等にて行うとともに、必要に応じて、施設外からも見やすく表示する

【参考】

公共交通事業者等は、現行法上情報提供の努力義務が課されており、現にバリアフリー情報の提供が行われている(路線案内、施設等)。

市町村によるバリアフリーマップの作成・提供

高齢者、障害者等のまちなかにおける回遊性の向上のためには、バリアフリーマップが有用である。

このため、市町村がバリアフリーマップを作成する場合に、円滑に情報の収集ができるよう、施設設置管理者の市町村の求めに応じた必要なバリアフリー情報の通知義務等を創設する。

<概要>

○対象施設

- ・義務:旅客施設、特定道路
- ・努力義務:特定路外駐車場、特定公園施設、特別特定建築物

○情報提供の内容

- ・エレベーターの有無
- ・障害者用トイレ、駐車施設の有無や数 等

○市町村のバリアフリーマップの例



バリアフリーマップの作成例(高槻市)

評価会議の開催について

背景

□ バリアフリー施策の検討・評価に当たり、障害者等が自ら参画し、その視点を施策に反映させることが重要

【参考】ユニバーサルデザイン2020行動計画（平成29年2月20日、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）（抜粋）

1. 基本的考え方

2. ユニバーサルデザイン2020 行動計画

また、今後、これら施策の検討及び評価に当たっては、障害のある人が委員等として参画することとし、障害のある人による視点を施策に反映させることが重要である。

【参考】障害者の権利に関する条約（抜粋）

第四条第三項 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む。）を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。

□ 障害者団体から検討会等において、制度として障害者参画の仕組みを設けるべきとの意見等

【参考】要望団体…認定NPO法人DPI日本会議等

➤ 障害者等の参画の下、施策内容の評価等を行う会議の開催を明記

出席者

- ・関係行政機関
- ・地方公共団体
- ・高齢者、障害者等（多様な障害特性に配慮した人選）
- ・施設設置管理者（例：公共交通事業者等、道路管理者）
- ・その他の関係者（例：学識経験者）

移動等円滑化評価会議等の開催

- ・平成31年2月に第1回移動等円滑化評価会議を開催。
- ・第1回移動等円滑化評価会議では、地域におけるバリアフリー化の進展状況を把握・評価するため、全国10の地方ブロックごとに「移動等円滑化評価会議地域分科会」を設置することが決定。本年6～7月に各ブロックで地域分科会を開催予定。

改正バリアフリー法基本方針（建築物関係部分抜粋）

2018年10月19日 公布
2018年11月 1日 施行

五 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

1 (2) 国の講ずべき措置(設備投資等に対する支援、情報提供の確保及び研究開発等)

(略)、また建築物の移動等円滑化に関しては、国は、地方公共団体が、条例を定めることにより、義務付け対象となる用途の追加及び規模の引下げ並びに基準の強化を行っている状況について、地方公共団体に対して情報提供するものとする。

2 地方公共団体の責務及び講ずべき措置

(略) なお、建築物の移動等円滑化に関しては、地方公共団体が所要の事項を条例に定めることにより、対象区域を設定して義務付け対象となる用途の追加及び規模の引下げ並びに基準の強化をすることで地域の実情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることが可能な仕組みとなっているので、積極的な活用に努めることが必要である。

地方条例について

バリアフリー法第14条第3項に基づき、地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、国の定めた措置のみでは、建築物のバリアフリー化が十分には達成できないと判断した場合は、条例により、以下の措置を講じることが可能。
(※必要に応じ、多雪区域や中心市街地等、特定の区域に限定した基準の付加も可能。)

- 義務付け対象用途に政令上、特別特定建築物に含まれていない特定建築物用途(学校等)を追加すること
- 義務付け対象規模を、政令の規模(原則2,000㎡)未満に設定すること
- 建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を付加すること

現在、バリアフリー法 第14条第3項に基づく条例を制定している地方公共団体は計20 (2018.10時点)

○都道府県(14)

岩手県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川県、長野県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、大分県、熊本県

○市区町村(6)

東京都世田谷区、東京都練馬区、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、岐阜県高山市、京都府京都市

バリアフリー法第14条に基づく条例制定の状況 2018年10月時点

条例による特別特定建築物の義務付け対象規模の設定と特定建築物の義務付け対象の追加と対象規模(表の規模以上)

制定自治体(20)	特別特定建築物の義務付け対象規模の設定状況(抜粋)								特定建築物の義務付け対象の追加及び対象規模の設定状況(抜粋)				
	校特別支援学	療病院又は診	等場、劇場、観覧、映画館	公会集会場又は堂	物販店舗等	旅館ホテル又は	官公庁等	飲食店	学校	事務所	宿寄宿舎、共同住宅、下	社保育所、福祉ホーム等	施設、泳場等運動
岩手県	—	1,000㎡	—	—	—	—	—	—	2,000㎡※	—	—	—	—
山形県	1,000㎡	1,000㎡	—	—	—	—	1,000㎡	—	2,000㎡	—	—	—	—
埼玉県	全て	全て※	500㎡※	全て	200㎡※	200㎡	全て	200㎡	全て※	—	2,000㎡※	全て※	500㎡
東京都	全て	全て※	1,000㎡	全て※	500㎡	1,000㎡	全て	500㎡	全て	—	2,000㎡※	全て	1,000㎡
世田谷区	全て	全て※	1,000㎡	全て※	200㎡	1,000㎡	全て	200㎡	全て	—	1,000㎡※	全て	1,000㎡
練馬区	全て	全て※	1,000㎡	全て※	200㎡	1,000㎡	全て	200㎡	全て	—	1,000㎡※	全て	1,000㎡
神奈川県	500㎡	500㎡	1,000㎡	500㎡	500㎡	1,000㎡	500㎡	500㎡	500㎡	—	2,000㎡※	500㎡	—
横浜市	1,000㎡	全て	300㎡	※	300㎡	1,000㎡	全て	300㎡	1,000㎡	—	—	全て	1,000㎡
川崎市	全て	全て※	1,000㎡	500㎡	500㎡	1,000㎡	全て	500㎡	全て	—	2,000㎡※	全て	1,000㎡
石川県	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡※	—	—	—	—
長野県	1,000㎡	1,000㎡	—	—	—	—	1,000㎡	—	—	—	—	—	—
高山市	全て	全て※	500㎡	1,000㎡	500㎡	1,000㎡	全て	500㎡	全て	—	※	全て	—
京都府	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	2,000㎡	3,000㎡	3,000㎡	2,000㎡	—
京都市	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	3,000㎡	3,000㎡※	1,000㎡	—
大阪府	全て※	全て※	500㎡	全て※	200㎡※	1,000㎡	全て※	200㎡※	全て※	—	2,000㎡※	全て※	1,000㎡
兵庫県	全て	全て	全て	全て	100㎡	100㎡	全て	100㎡	全て	3,000㎡	2,000㎡※	全て	全て
鳥取県	全て	全て	全て	全て	全て	全て	全て	全て	全て	—	全て	全て	全て
徳島県	1,000㎡	1,000㎡	—	—	—	—	1,000㎡	—	1,000㎡※	—	—	—	—
大分県	1,000㎡	1,000㎡	—	—	—	—	1,000㎡	—	—	—	—	—	—
熊本県	1,000㎡	1,000㎡	—	—	—	—	1,000㎡	—	2,000㎡	—	—	—	—

※ 用途により対象規模が異なる